

○沼田市農産物ブランド化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 沼田市農産物ブランド化及び6次産業化推進協議会は、沼田市におけるブランド農産物の振興を図るため、ぬまたブランド農産物認証者又は市内農業者が組織する団体が行う、農産物のブランド化及び6次産業化の事業に対し、予算の範囲内において交付する沼田市農産物ブランド化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ぬまたブランド農産物 ぬまたブランド農産物認証制度実施要綱（平成27年4月1日施行、令和3年4月1日一部改正）第7条第3項により規定する認証を受けた農産物をいう。
- (2) 市内農業者団体 沼田市内に住所を置く農業者により組織された団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア ぬまたブランド農産物認証者
 - イ 市内農業者が組織する団体
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等のいずれにも該当していないこと。

(事業の内容等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する農産物のブランド化及び6次産業化に関する事業であって国、県その他団体から同一の対象経費について補助金等を受けていない、又は受ける予定のないものとする。

- 2 対象経費には、消費税及び地方消費税は含まれないものとする。
- 3 補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 補助対象事業の種類、内容、補助率及び補助上限額は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該補助対象事業が開始される前に、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、沼田市農産物ブランド化及び6次産業化推進協議会長（以下「会長という。」）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 見積書等の写し
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付指令書（別記様式第2号）又は補助金不交付決定指令書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の指令には、次の条件を付し、かつ、これを履行させるものとする。

- (1) 補助事業終了後10日以内に事業報告書及び収支精算書を提出すること。
- (2) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずること。
- (3) 事業に対する条件その他必要なこと。

(事業の変更又は中止)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（別記様式第4号）により会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の規定による変更を認めたときは、補助金交付変更決定指令書（別記様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業を中止しようとするときは、補助金事業中止届（別記様式第6号）を会長に提出しなければならない。

(事業の完了、補助金の確定及び交付)

第8条 補助事業者は、当該交付決定を受けた補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（別記様式第7号）に事業の状況調べその他必要な書類を添え、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求に基づき補助対象事業が指定の条件、指示事項に従っているか、対象補助事業の目的及び内容が適正であるか等を調査の上、補助金額を確定し交付をするものとする。

3 補助金の交付は前項の決定がされた後、すみやかに行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(概算払)

第9条 会長は、必要があると認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 予定された補助対象事業を実施しないとき。
- (2) この要綱の規定又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他会長が不適当と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行し、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和8年6月26日改正)

この要綱は、令和8年6月26日から施行する。

別表（事業内容等）

1 商品力向上事業

対象内容	自ら生産した農産物及び農産物加工品の商品力向上のための新規パッケージ及び PR パンフレット並びに PR 動画の開発（ただし、同一商品のパッケージ及びパンフレット並びに PR 動画の年度内実施は併せて一申請とする。）
対象者	① めまたブランド農産物認証者 ② 市内農業者が組織する団体
対象経費	① パッケージまたは、パンフレットデザインの委託費 ② パッケージまたは、パンフレットの施策費用（上限 5,000 部） ③ PR 動画の作成委託費 ※シールなどを貼付する袋や箱については汎用性が高いため、対象外。 また、のぼり旗などの消費者の手元に渡らないものも対象外とする。
補助率	・ 対象者が①かつ申請產品がめまたブランド農産物認証品の場合・・・2分の1以内 ・ 対象者が①かつ申請產品がめまたブランド農産物認証品でない場合や対象者が②の場合・・・3分の1以内
補助額の上限	・ 対象者が①かつ申請產品がめまたブランド農産物認証品の場合・・・10万 ・ 対象者が①かつ申請產品がめまたブランド農産物認証品でない場合や対象者が②の場合・・・5万円

2 新商品開発支援事業

対象内容	自ら生産した農産物を使用した加工品の開発。 使用する農産物については、自己生産農産物と外部調達農産物に区分し、自己生産農産物の使用割合が全体の農産物使用量の 50%以上であることを原則とする。ただし、加工品の特性上これにより難しい場合は、商品設計において自己生産農産物が主たる構成要素であることを合理的に説明できること。
対象者	① めまたブランド農産物認証者 ② 市内農業者が組織する団体
対象経費	試作時における加工委託費等
補助率	・ 対象者が①の場合・・・2分の1以内 ・ 対象者が②の場合・・・3分の1以内
補助額の上限	・ 対象者が①の場合・・・10万円 ・ 対象者が②の場合・・・5万円

3 新商品販売支援事業

対象内容	めまたブランド農産物認証者が新たに販売する加工品に対して、栄養成分表示するための検査（ただし、めまたブランド農産物認証制度実施要綱第5条第1項第1号及び第2号の規定による申請の要件を満たした商品であり、今後めまたブランド農産物の認証申請をする意思があるものに限る。（その対象品の主原材料となる農産物等が認証を受けている場合は除く。））
対象者	めまたブランド農産物認証者
対象経費	食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき表示が義務化されて

	いる5項目（熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウム（食塩相当量に換算したもの））を含む検査費用（上限7項目）
補助率	2分の1以内
補助額の上限	10万円

4 販路開拓支援事業

対象内容	ぬまたブランド農産物認証者が自ら生産した農産物及び農産物加工品の新たな販路を開拓するため、沼田市外で開催される展示会等への出展。ただし、以下に定めるものの場合には対象外とする。 ・ 販売することを目的としているイベントへの出展 ・ 品評会等を趣旨とした催事への出展 ・ 沼田市が主催するイベントへの出展 ・ 展示等を行う商品がぬまたブランド農産物認証品以外のもののみの場合
対象者	ぬまたブランド農産物認証者
対象経費	① 小間料及びブース賃借料 ② 出展負担費 ③ 展示装飾費 ④ 備品借上費 （ただし、主催者へ直接支払うものが対象）
補助率	2分の1以内
補助額の上限	10万円